

大田原市議会活性化特別委員会

3月議会において、大田原市議会活性化特別委員会を設置しました。

本市議会では、昨年、議会の最高規範として大田原市議会基本条例を制定し、今年の7月で丸1年を迎えることになりました。

同条例には「議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかについて、検証するものとする」と規定し、また「議会は、前条の規定による検証結果に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする」と規定しています。
この特別委員会で

は、議会が、今後さまざまな社会の変化や新たな行政課題に適切に対応し、議会基本条例の目的が達成されているか検証すること。また継続して議会改革及び活性化の推進に努めることについて調査・検討してまいります。

- 【委員長】 黒澤 昭 治
 - 【副委員長】 小池 利 雄
 - 【委員】 滝田 一 郎
 - 高瀬 重 嗣
 - 菊池 久 光
 - 君島 孝 明
 - 前野 良 三
 - 高崎 和 夫
- (8名)

「市民5分間演説」をしてみませんか

大田原市議会では、市内に在住、在勤または在学する方で、議案に対する賛否や市の一般事務について、自分の意見を自由に発言することができ「市民5分間演説」を昨年9月定例会から実施しております。

この取り組みは、議会基本条例に基づき、市民が議会で発言する機会を確保することにより、市民の議会への関心を高め、市民により身近で開かれた議会の実現を目指すとともに、議会が民意を反映した審査に努めることを目的に行うものであり、現在までに、2名の方が演説を行いました。
演説は定例会の各委員会の開会前において、市民の方が5分間の演説をすることが出来ます。なお、各委員会における演説者の定員は、それぞれ

3人までとなります。次回は6月定例会の各常任委員会で実施を予定しておりますので、ぜひ議員の前で議案や市の一般事務について演説をしてみませんか。
今後とも市民の皆様に参加をお待ちしております。詳細については議会事務局までお問い合わせください。

（演説申込について）
演説を希望される方は、土曜日、日曜日、祝日を除く、定例会の各常任委員会開催日3日前の正午までに議会事務局に市民5分間演説申込書（様式第1号）を提出してください。
なお、演説に関する詳細については市議会ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

議会報告会を開催します！

議会では議会基本条例に基づき、初の議会報告会を開催します。

議会基本条例には「議会は、市政の諸課題に対処するため、市政全般にわたって、市民と議員が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする」と規定しています。

開催日時、会場については左記の通り決定しましたので、ぜひご参加ください。

開催日時	会 場
平成28年 6月27日(月) 午後7時	大田原東地区公民館
平成28年 6月28日(火) 午後7時	黒羽川西地区公民館
平成28年 6月29日(水) 午後7時	金田北地区公民館
平成28年 6月30日(木) 午後7時	湯津上支所